

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年一月二十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

<p>加須鴻巣線</p>	<p>路線名</p>
<p>先まで 加須市上高柳字八反田一五〇六番一 地 先から 加須市上高柳字八反田一四六六番一 地</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和三年一月二十七日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長二三〇・〇〇メートル</p> <p>令和三年一月二十六日付け埼玉県行田 県土整備事務所長告示第三号で告示し た道路予定区域の一部供用開始である。</p>	<p>備考</p>